

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【公開番号】特開2007-31714(P2007-31714A)

【公開日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【年通号数】公開・登録公報2007-005

【出願番号】特願2006-203477(P2006-203477)

【国際特許分類】

C 0 9 C	1/00	(2006.01)
C 0 9 C	3/08	(2006.01)
C 0 9 C	1/34	(2006.01)
C 0 9 C	1/36	(2006.01)
C 0 9 C	1/24	(2006.01)
C 0 9 C	3/10	(2006.01)
C 0 4 B	14/02	(2006.01)
C 0 4 B	28/02	(2006.01)

【F I】

C 0 9 C	1/00	
C 0 9 C	3/08	
C 0 9 C	1/34	
C 0 9 C	1/36	
C 0 9 C	1/24	
C 0 9 C	3/10	
C 0 4 B	14/02	A
C 0 4 B	28/02	

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月17日(2009.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つもしくはそれ以上の無機顔料および1つもしくはそれ以上の有機助剤を含む顔料／助剤組合せ物であって、

建材カラー試験に従って、助剤が使用されずに、用いられる顔料を基準にして

・DIN 5033およびDIN 6174に従ってCIELAB単位で測定された、1.

5以上、特に1.8以上の彩度差 C_{ab}^* よび／または

・108以上、特に110以上の相対的な色の濃さ

を有する顔料／助剤組合せ物。

【請求項2】

従来法で製造された無機顔料が、少なくとも1つの有機助剤と混合され、かつ前記混合物が場合により乾燥されるおよび／または粉碎されることを特徴とする、請求項1に記載の顔料／助剤組合せ物の製造方法。